

【令和3年1月1日からの手続き変更に関するお知らせ】

港湾局所管の法令に基づく手続き（下記「手続き一覧」参照）について、令和3年1月1日より次のとおり変更致します。

- ・各種手続きについて、メールでの提出（オンライン申請）を可能とします。 ※従前の手続き方法で提出された場合においても、引き続き受け付け致します。
- ・従前の手続きにおいて押印が求められていたものについては、押印を不要と致します。

【メールによるオンライン申請を実施する手続き一覧】

手続名	根拠法令名	条	項	手続主体	担当課室	連絡・提出先	メールでの提出方法
港湾運送事業の許可の申請	港湾運送事業法	5	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	それぞれの手続きについて、様式（電子ファイル）の所定の欄に必要事項をご記載の上、添付書類と共に提出ください。
港湾運送事業の運賃及び料金の届出	港湾運送事業法	9	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
港湾運送約款の設定・変更認可	港湾運送事業法	11	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
事業計画の変更の認可	港湾運送事業法	17	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
事業計画の軽微な変更の届出	港湾運送事業法	17	3	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp e-Govにより受付 (https://shinsei.e-gov.go.jp/)	
港湾運送事業の譲渡及び譲受の認可の申請	港湾運送事業法	18	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
合併又は分割の認可	港湾運送事業法	18	2	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
相続の認可	港湾運送事業法	18	4	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
事業の休止又は廃止の届出	港湾運送事業法	20	-	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
港湾運送関連事業の届出	港湾運送事業法	22の2	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
港湾運送関連事業の届出事項変更の届出	港湾運送事業法	22の2	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
港湾運送関連事業の休止又は廃止の届出	港湾運送事業法	22の2	2	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
港湾運送関連事業の料金の届出	港湾運送事業法	22の3	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
港湾運送事業者の氏名等の変更に係る報告書の提出	港湾運送事業法施行規則	30	1	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp	
事業概況報告書及びその添付書類の提出	港湾運送事業報告規則	2	-	民間事業者等	関東運輸局 海事振興部 港運課	ktt-kouun2@gxb.mlit.go.jp e-Govにより受付 (https://shinsei.e-gov.go.jp/)	